

新旧対照表

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十五年千葉県規則第二号)

改正案	現行
(趣旨) 第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(住基条例別表第一の規則で定める事務) 第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。 (住基条例第二条第二号の規則で定める事務) 第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十一号。以下「番号利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準ずる保護(以下この条において「準ずる保護」という。)を必要とする状態にある生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定	(住基条例別表第一の規則で定める事務) 第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。 (住基条例第二条第二号の規則で定める事務) 第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十一号。以下「番号利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準ずる保護(以下この条において「準ずる保護」という。)を必要とする状態にある生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定

<p>に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に準ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務</p> <p>七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>	<p>八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>	<p>第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第七条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 私立高等学校等学び直し支援金（番号利用条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>一 私立高等学校等学び直し支援金（番号利用条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第二項第二号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の收入</p>			
<p>に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に準ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務</p> <p>七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>	<p>八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>	<p>第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第七条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 私立高等学校等学び直し支援金（番号利用条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>一 私立高等学校等学び直し支援金（番号利用条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第二項第二号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の收入</p>			

の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

第八条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

(住基条例第二条第一号の規則で定める事務)

第九条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第十条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十一條 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公立高等学校学び直し支援金（番号利用条例別表第一第八号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第九号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（番号利用条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審

の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

第八条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

(住基条例第二条第一号の規則で定める事務)

第九条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第十条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十二条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公立高等学校学び直し支援金（番号利用条例別表第一第八号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 住基条例第二条第一号に規定する番号利用条例別表第一第九号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（番号利用条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審

査又はその届出に対する応答に関する事務

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第十三条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

別表第一（第二条）

住基条例別表第一第四号の規則で定める事務	一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認
住基条例別表第一第五号の規則で定める事務	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十五条第四項の提出に係る宗教法人の代表役員又はその代務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
住基条例別表第一第六号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第七号の規則で定める事務	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第八号の規則で定める事務	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第四条の戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

査又はその届出に対する応答に関する事務

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第十三条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

別表第一（第二条）

住基条例別表第一第四号の規則で定める事務	一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認
住基条例別表第一第五号の規則で定める事務	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十五条第四項の提出に係る宗教法人の代表役員又はその代務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
住基条例別表第一第六号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第七号の規則で定める事務	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第八号の規則で定める事務	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第四条の戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

			住基条例別表第一第九号の規則で定める事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
			住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
		務一	住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
		務二	住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	「がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下この項において「法」という。）第八条第一項の審査及び整理に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認
		務三	住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	「法第十条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認
		務四	住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
		務五	住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
			住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
			住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五号の一の規則で定める事務	法律第八十一号。以下この項において「法」という。)第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者(法第二条に規定する保護者をいう。)の氏名、住所又は生年月日の確認	五号の一の規則で定める事務	法律第八十一号。以下この項において「法」という。)第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者(法第二条に規定する保護者をいう。)の氏名、住所又は生年月日の確認
住基条例別表第一第十 六号の規則で定める事務	一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下この項において「法」という。)第六十九条の一第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下この項において「法」という。)第六十九条の一第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下この項において「法」という。)第六十九条の一第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第十 七号の規則で定める事務	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三十七年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三十七年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三十七年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十 八号の規則で定める事務	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和五十八年千葉県条例第一号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和五十八年千葉県条例第一号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和五十八年千葉県条例第一号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第一 十号の規則で定める事務	千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号)第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第一 十二号の規則で定める事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十二条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十二条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十二条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例（昭和六十年千葉県条例第十九号。次号 において「条例」という。）第三条第一項の 登録の申請の受理、その申請に係る事実につ いての審査又はその申請に対する応答 二 条例第七条第一項の変更の届出の受理又は その届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律（平成十四年法律第八十八号。以 下この項において「法」という。）第三十九 条第一項の狩猟免許の申請の受理、その申請 に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答 二 法第四十六条第一項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十一条第四項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律施行規則（平成十四年環境省令第 二十八号。以下この項において「省令」とい う。）第七条第十一項又は第十二項の変更の 届出の受理又はその届出に係る事実についての 審査 二 省令第十一条の一第九項の変更の届出の受 理又はその届出に係る事実についての審査 三 省令第十五条第六項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査 四 省令第四十二条第五項の変更の届出の受理 又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例（平成九 年千葉県条例第十一号。以下この項において 「条例」という。）第十条の許可の申請の受 理、その申請に係る事実についての審査又は
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例（昭和六十年千葉県条例第十九号。次号 において「条例」という。）第三条第一項の 登録の申請の受理、その申請に係る事実につ いての審査又はその申請に対する応答 二 条例第七条第一項の変更の届出の受理又は その届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律（平成十四年法律第八十八号。以 下この項において「法」という。）第三十九 条第一項の狩猟免許の申請の受理、その申請 に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答 二 法第四十六条第一項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十一条第四項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律施行規則（平成十四年環境省令第 二十八号。以下この項において「省令」とい う。）第七条第十一項又は第十二項の変更の 届出の受理又はその届出に係る事実についての 審査 二 省令第十一条の一第九項の変更の届出の受 理又はその届出に係る事実についての審査 三 省令第十五条第六項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査 四 省令第四十二条第五項の変更の届出の受理 又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二 事務	住基条例別表第一第二 事務	千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例（平成九 年千葉県条例第十一号。以下この項において 「条例」という。）第十条の許可の申請の受 理、その申請に係る事実についての審査又は

住基条例別表第一第二 十四号の規則で定める 事務	千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉 県条例第六十四号）第十四条第一項から第三項 までの届出の受理又はその届出に係る事実につ いての審査	<p>一 その申請に対する応答</p> <p>二 条例第十二条第八項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査</p> <p>三 条例第二十一条の二第一項の許可の申請の 受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答</p> <p>四 条例第二十二条第二項の届出の受理又はそ の届出に係る事実についての審査</p>
住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七 号。以下この項において「法」という。）第 十二条第三項の取消しの対象となる特定非営 利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又 は住所の変更の事実の確認	<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七 号。以下この項において「法」という。）第 十二条第三項の取消しの対象となる特定非営 利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又 は住所の変更の事実の確認</p> <p>二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営 利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の 変更の事実の確認</p> <p>三 法第四十二条第一項又は第二項の取消しの 対象となる特定非営利活動法人の理事又は監 事の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認 められる特定非営利活動法人の理事、監事又 は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>
住基条例別表第一第二 十六号の規則で定める 事務	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企 業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年 法律第二百二十二号）第四条の規定による改正 前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一 年法律第百五十五号）第三条第一項第一号の資金 の貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しく はその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	<p>一 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企 業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年 法律第二百二十二号）第四条の規定による改正 前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一 年法律第百五十五号）第三条第一項第一号の資金 の貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しく はその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>

住基条例別表第一第二 十四号の規則で定める 事務	千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉 県条例第六十四号）第十四条第一項から第三項 までの届出の受理又はその届出に係る事実につ いての審査	<p>一 その申請に対する応答</p> <p>二 条例第十二条第八項の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査</p> <p>三 条例第二十一条の二第一項の許可の申請の 受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答</p> <p>四 条例第二十二条第二項の届出の受理又はそ の届出に係る事実についての審査</p>
住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七 号。以下この項において「法」という。）第 十二条第三項の取消しの対象となる特定非営 利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又 は住所の変更の事実の確認	<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七 号。以下この項において「法」という。）第 十二条第三項の取消しの対象となる特定非営 利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又 は住所の変更の事実の確認</p> <p>二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営 利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の 変更の事実の確認</p> <p>三 法第四十二条第一項又は第二項の取消しの 対象となる特定非営利活動法人の理事又は監 事の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認 められる特定非営利活動法人の理事、監事又 は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>
住基条例別表第一第二 十六号の規則で定める 事務	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企 業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年 法律第二百二十二号）第四条の規定による改正 前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一 年法律第百五十五号）第三条第一項第一号の資金 の貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しく はその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	<p>一 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企 業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年 法律第二百二十二号）第四条の規定による改正 前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一 年法律第百五十五号）第三条第一項第一号の資金 の貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しく はその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>

	事務	住基条例別表第一第三 十七号の規則で定める事務	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号口又はへの貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	事務	住基条例別表第一第三 十八号の規則で定める事務	一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。次号において「法」という。）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第三十二条の七第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	事務	住基条例別表第一第三 十九号の規則で定める事務	一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。次号において「法」という。）第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 答
	事務	住基条例別表第一第四 十号の規則で定める事務	一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。次号において「法」という。）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第九条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	事務	住基条例別表第一第四 十一号の規則で定める事務	一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）第十七条の一第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 二 法第十七条の一第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査
	事務	住基条例別表第一第三 十七号の規則で定める事務	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号口又はへの貸付けの事業に係る貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	事務	住基条例別表第一第三 十八号の規則で定める事務	一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。次号において「法」という。）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第三十二条の七第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	事務	住基条例別表第一第三 十九号の規則で定める事務	一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。次号において「法」という。）第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 答
	事務	住基条例別表第一第四 十号の規則で定める事務	一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。次号において「法」という。）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 い
	事務	住基条例別表第一第四 十一号の規則で定める事務	一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）第十七条の一第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 二 法第十七条の一第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査

住基条例別表第一第四 事務	住基条例別表第一第四 事務	三　届出に係る事実についての審査 四　法第二十四条第五項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査	一　千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。次号において「条例」という。）第二条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　条例第一条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	一　法第二十四条第四項の届出に係る事実についての審査 二　届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四 事務	住基条例別表第一第四 事務	就農のための研修を受ける青年に対する農業次世代人材投資資金の交付を受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四 事務	住基条例別表第一第四 事務	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一　千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　条例第十八条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四 事務	住基条例別表第一第四 事務	千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録	一　千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　条例第十八条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録

		の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十 八号の規則で定める事務	千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六 十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金 を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは 住所の確認	一一 条例第十七条の六第一項の変更の届出の受 理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第一 号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認	
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二 号の規則で定める事務	千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条 例第四十三号）第六条第一項の規定による貸付 けを受けた者又はその連帯保証人若しくは保証 人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の 事実の確認	一一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三 号の規則で定める事務	千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学 奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第 七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを 受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は 氏名若しくは住所の変更の事実の確認	一一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二公安委員会の項事務の欄の規 則で定める事務	一 道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）。 以下この項において「法」という。）第五十 一条の四第四項の命令の対象となる者（その 者が法人である場合にあってはその役員、法 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の 定めがあるものである場合にあってはその代 表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若し くは住所の変更の事実の確認	一一 道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）。 以下この項において「法」という。）第五十 一条の四第四項の命令の対象となる者（その 者が法人である場合にあってはその役員、法 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の 定めがあるものである場合にあってはその代 表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若し くは住所の変更の事実の確認

		の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十 八号の規則で定める事務	千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六 十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金 を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは 住所の確認	一一 条例第十七条の六第一項の変更の届出の受 理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第一 号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認	一一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二 号の規則で定める事務	千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条 例第四十三号）第六条第一項の規定による貸付 けを受けた者又はその連帯保証人若しくは保証 人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の 事実の確認	一一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三 号の規則で定める事務	千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学 奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第 七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを 受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は 氏名若しくは住所の変更の事実の確認	一一 給付の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二公安委員会の項事務の欄の規 則で定める事務	一 道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）。 以下この項において「法」という。）第五十 一条の四第四項の命令の対象となる者（その 者が法人である場合にあってはその役員、法 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の 定めがあるものである場合にあってはその代 表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若し くは住所の変更の事実の確認	一一 道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）。 以下この項において「法」という。）第五十 一条の四第四項の命令の対象となる者（その 者が法人である場合にあってはその役員、法 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の 定めがあるものである場合にあってはその代 表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若し くは住所の変更の事実の確認

別表第二（第八条）

別表第二（第七条）

欄第一号の規則で定める事務	一 一 法第五十一条の四第六項の通知の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 二 法第五十一条の四第十三項の督促の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 三 法第五十一条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 四 法第五十一条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 五 法第一百一条の七第二項の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 六 法第一百一条第二項から第四項までの命令の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	一 一 くは住所の変更の事実の確認 一 法第五十一条の四第六項の通知の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 二 法第五十一条の四第十三項の督促の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 三 法第五十一条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 四 法五百一十四条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 五 法五百一十四条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 六 法五百一十四条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあつてはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつてはその代表者又は管理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認） 七 (新設) 八 (新設)
住基条例別表第一選挙 管理委員会の項事務の号	一 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）。次号において「法」という。第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査 二 法第八十六条の四第一項又は第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査	一 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）。次号において「法」という。第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査 二 法第八十六条の四第一項又は第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一選挙 管理委員会の項事務の号	一 一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十二条の告示に係る者の住所及び氏名	一 一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十二条の告示に係る者の住所及び氏名

欄第一号の規則で定める事務	の確認
住基条例別表第二監査委員の項事務の欄の規則で定める事務	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答